改正「同一労働同一賃金ガイドライン」の趣旨をふまえた会計年度任用職員及び再任用職員の制度改善を求める国会請願署名

衆議院議長　様
参議院議長　様

請 願 趣 旨

厚生労働省はパートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、パートタイム・有期雇用労働法施行規則及び短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」、以下「ガイドライン」）等を改正（2026年10月1日施行）しました。

「ガイドライン」は公務員には適用されないとはいえ、9月28日には総務省が会計年度任用職員には、扶養手当・住居手当を支給することが必要と通知しました。自治体の判断に左右されることなく確実に支給されるようにするためには、「ガイドライン」を反映した地方自治法等の改正と自治体への財源保障が重要です。

つきましては、以下の通り要請します。

請 願 項 目

（1）会計年度任用職員等には、「ガイドライン」の趣旨をふまえて、賃金・すべての手当等が正規職員と同様に支給できるよう抜本的な法制度の見直しを行うこと。また、自治体への財源保障を行うこと。

（2）会計年度任用職員等の休暇制度について、正規職員との不合理な格差を解消すること。

（3）会計年度任用職員等の共済制度、労働災害、福利厚生等について、正規職員との均等待遇を保障すること。

（4）再任用職員についても「ガイドライン」の趣旨をふまえて、一時金の支給月数等の不合理な格差を解消すること。

※氏名・住所欄は「〃」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。

氏　　名	住　　所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

※この署名は国会請願以外では使用しません。

日本自治体労働組合総連合（自治労連）
〒112-5978 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館 TEL03-5978-3580 FAX03-5978-3588

2026.10